

# マイナンバーカードについて

## マイナンバーカードが被保険者証として利用できます。

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。マイナンバーカードは、申請により無料でお住まいの市区町村担当窓口で交付されます。

被保険者証としての利用は、医療機関や薬局で順次始まる予定です。

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、申請しましょう。申請については、右記またはお住まいの市区町村まで。

マイナンバーカードの  
申請方法はこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

- マイナンバーカードの交付申請・被保険者証としての利用申込の有無にかかわらず、被保険者証は引き続き交付いたします。
- 電子証明書の設定が必要です。マイナンバーカード発行の際に電子証明書の設定をされていない方は、お住まいの市区町村担当窓口までお申し出ください。
- 利用に必要な事前登録は、マイナポータルで申し込みができます。
- 医療機関・薬局によって開始時期が異なります。



## 大阪府後期高齢者医療広域連合

〒540-0028

大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル8階

電話 (06)4790-2031 (給付課)

(06)4790-2028 (資格管理課)

(06)4790-2029 (総務企画課)

FAX (06)4790-2030 (共通)

<https://www.kouikirengo-osaka.jp/>